

次期・第四次宮崎市環境基本計画の素案骨子について

■第四次宮崎市環境基本計画策定の趣旨

宮崎市環境基本計画は、本市が定める環境の保全に関する基本的な計画であり、行政だけではなく、市民や事業者が取り組む目標や方向性を定めたものです。

現「第三次宮崎市環境基本計画」（以下「第三次計画」といいます。）は、市民・事業者・行政が連携を図り、よりよい環境づくりを一層推進するため、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間として、平成30年3月に策定しました。

第三次計画の策定後、本市を取り巻く社会経済情勢や生活・行動様式は大きく変化し、環境問題については、より一層複雑化・多様化が進み、市民・事業者・行政の各主体が協働し、総合的かつ計画的に環境施策を展開、計画していく必要がありました。

そこで、第三次計画の中間年度である令和4年度に見直しを行い、上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間に合わせ、計画期間を平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間として、令和5年3月に第三次計画【一部改訂計画】を策定しました。

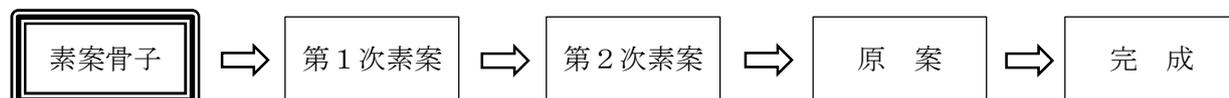
この度、第三次計画【一部改訂計画】の計画期間が令和6年度末で終了となるため、宮崎市を取り巻く社会情勢等を踏まえ、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を計画期間として、「第四次宮崎市環境基本計画」（以下「第四次計画」といいます。）の策定を行います。

■素案骨子について

ここでの素案骨子とは、第四次計画の大まかな構成のことをいいます。

冊子として見た場合の目次となるものであり、その詳細な内容については今後の審議により決定していきます。

今回の令和5年度 第2回環境審議会では、大まかな構成（素案骨子）について、ご意見を伺います。



■第四次宮崎市環境基本計画 素案骨子案

第1部 計画の基本的事項

第1章 環境基本計画とは

第1節 計画の全体像 第2節 計画策定の背景 第3節 計画の位置付けと役割

第2部 環境の現状

第1章 環境の現状

第1節 自然的特性 第2節 社会的特性 第3節 地球環境 第4節 自然環境
第5節 都市環境 第6節 生活環境 第7節 環境教育

第2章 環境意識の現状

第1節 市民アンケート調査 第2節 事業者アンケート調査 第3節 市民環境懇話会
第3章 主な環境課題

第3部 目指す環境像と長期的目標

第1章 目指す環境像

第2章 長期的目標と取組体系

第1節 長期的目標 第2節 取組体系 第3節 横断的視点

第3章 評価指標の設定

第1節 評価指標の位置付け 第2節 評価指標の種類と評価時期

第4部 目標別の施策展開

第1章 長期的目標Ⅰ 脱炭素社会の構築

第1節 温室効果ガスの排出削減

第2節 気候変動への適応

第2章 長期的目標Ⅱ 循環型社会の形成

第3章 長期的目標Ⅲ 自然環境の保全

第4章 長期的目標Ⅳ 生活環境の保全

第5章 長期的目標Ⅴ 環境教育の推進

第四次計画に包含する計画

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地域気候変動適応計画

食品ロス削減推進計画

生物多様性地域戦略

環境教育行動計画

第5部 計画の総合的推進

第1章 計画の推進体制

第1節 計画推進の主体と役割 第2節 推進体制

第2章 計画の進行管理

■補足資料（構成（部）ごとの概要等）

第1部 計画の基本的事項

第1章 環境基本計画とは

第1節 計画の全体像 第2節 計画策定の背景 第3節 計画の位置付けと役割

1) 記載（更新）内容の概要

- ・ 第四次計画の全体像、計画策定の背景等を現状に合わせて更新します
- ・ 第3節 計画の位置付けと役割に「SDGs と環境の関係性に関する説明」を記載します

2) 現計画からの主な変更点

- ・ SDGs の追記

国際的な動向も踏まえ、第四次計画の基本的な考え方として SDGs を取り入れ、第3節「計画の位置付けと役割」で SDGs と環境の関係性を説明します。

3) 変更の背景・経緯（国等の動向）

SDGs (Sustainable Development Goals)

- ・ 2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、国際社会全体の17の開発目標
- ・ 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化
- ・ 「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）に「地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組割合の把握を行う」ことが明記

第2部 環境の現状

第1章 環境の現状

第1節 自然的特性 第2節 社会的特性 第3節 地球環境 第4節 自然環境
第5節 都市環境 第6節 生活環境 第7節 環境教育

第2章 環境意識の現状

第1節 市民アンケート調査 第2節 事業者アンケート調査 第3節 市民環境懇話会

第3章 主な環境課題

1) 記載（更新）内容の概要

- ・ 環境の現状を最新の内容に更新します
- ・ 最新のアンケート結果に更新します

第3部 目指す環境像と長期的目標

第1章 目指す環境像

第2章 長期的目標と取組体系

第1節 長期的目標 第2節 取組体系 第3節 横断的視点

第3章 評価指標の設定

第1節 評価指標の位置付け 第2節 評価指標の種類と評価時期

1) 記載（更新）内容の概要

- ・ 目指す環境像を新たに策定します
- ・ 社会情勢等を踏まえて、取組体系を一部変更します

第4部 目標別の施策展開

第1章 長期的目標Ⅰ 脱炭素社会の構築

第1節 温室効果ガスの排出削減

第2節 気候変動への適応

第2章 長期的目標Ⅱ 循環型社会の形成

第3章 長期的目標Ⅲ 自然環境の保全

第4章 長期的目標Ⅳ 生活環境の保全

第5章 長期的目標Ⅴ 環境教育の推進

第四次計画に包含する計画

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地域気候変動適応計画

食品ロス削減推進計画

生物多様性地域戦略

環境教育行動計画

1) 記載（更新）内容の概要

- ・ 長期的目標に対応したSDGsに関連するコメント・アイコンを記載します
- ・ 5つの計画が包含された計画とします（第三次計画から「地域気候変動適応計画」、「食品ロス削減推進計画」が追加）
- ・ 「市の取組」（各課が関係する「個別施策」や「施策進捗度」）の更新に当たり、年度末に各担当課に意見照会を行います
- ・ 「市民・事業者の取組」については、環境政策課が開催する市民環境懇話会での検討内容を反映します

2) 現計画からの主な変更点

- ・ SDGsの追記

7頁に示す取組の方向性等において、対応するSDGsの目標（アイコン）を掲載し、SDGsとの関連を明確化します。

- ・ 地域気候変動適応計画の追加（包含）

各分野に広く関係します。気候変動による、社会や経済活動への主な影響は、以下のとおりです。

これらの影響に対し、本市としてどう「適応」していくか（悪影響に備えたり、新しい気象条件を利用していくか）を計画としてまとめます。

- ・ 農 業：高温による農作物の生育不良・品質低下、病害虫発生
 - ・ 水産業：水温の変動による動植物の死滅や分布の変化
 - ・ 災 害：豪雨の増加による水害、土砂災害の頻発化
 - ・ 健 康：熱中症搬送者数の増加、暑熱による死亡リスクの増大、感染症リスクの増大
 - ・ 生 活：豪雨等の増加によるインフラ、ライフラインへの影響、ヒートアイランド現象との重なりによる都市部での気温上昇
 - ・ 水環境：水温上昇による水質悪化、降水日数減少による渇水の頻発化 等
- ・ **食品ロス削減推進計画の追加（包含）**
市民、事業者、行政による取組が必要となります。
関連する主な内容は、以下のとおりです。
 - ・ 市 民：買い物、食品保存、調理、外食
 - ・ 事業者：農林漁業者、食品製造業者、食品卸売・小売業者、外食事業者 等
 - ・ 行 政：市民・事業者への普及啓発・取組推進、環境教育
 - ・ **生物多様性地域戦略の内容充実**

人の手がほとんど入っていない自然環境以外にも、里山、河川、ため池、公園、農地等も生物多様性の場に関連します。

「生物多様性地域戦略策定の手引き」等を参考に、30by30 や OECM といった考えを取り入れた取組を検討します。

3) 変更の背景・経緯（国等の動向）

SDGs (Sustainable Development Goals)

- ・ 前述の「第1部 3）」と同様

地域気候変動適応計画

- ・ 平成30年12月「気候変動適応法」施行
- ・ 同法第12条：都道府県及び市町村が、それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努める
- ・ 事務連絡※：地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能

※「地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について」（環境省大臣官房環境計画課他、令和4年3月31日）

食品ロス削減推進計画

- ・ 令和元年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
- ・ 同法第1条：食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する

- ・同法第 13 条：市町村は、基本方針を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない
- ・令和 2 年 3 月「食品ロス削減推進に関する基本方針」閣議決定

生物多様性地域戦略

- ・平成 20 年 6 月「生物多様性基本法」施行
- ・同法第 13 条：都道府県及び市町村は、単独又は共同して（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない
- ・令和 4 年 12 月「生物多様性国家戦略 2023-2030」策定
- ・令和 5 年 5 月「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和 5 年度改定版）」作成

第 5 部 計画の総合的推進

第 1 章 計画の推進体制

第 1 節 計画推進の主体と役割 第 2 節 推進体制

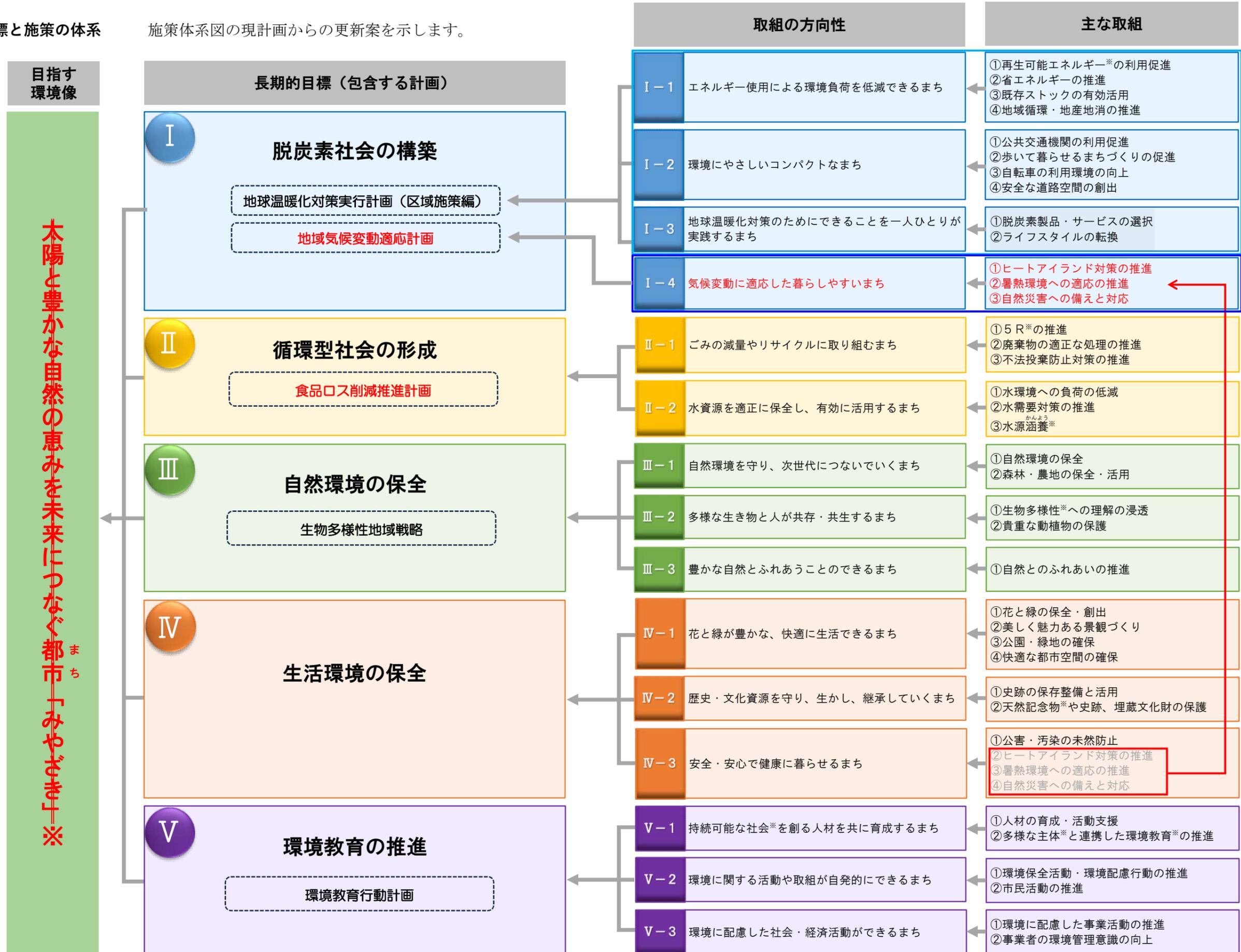
第 2 章 計画の進行管理

1) 現計画からの主な変更点

現計画からの大きな変更はありません。

■長期的目標と施策の体系

施策体系図の現計画からの更新案を示します。



※目指す環境像は、新たに策定予定であり、今後、案をお示しします。